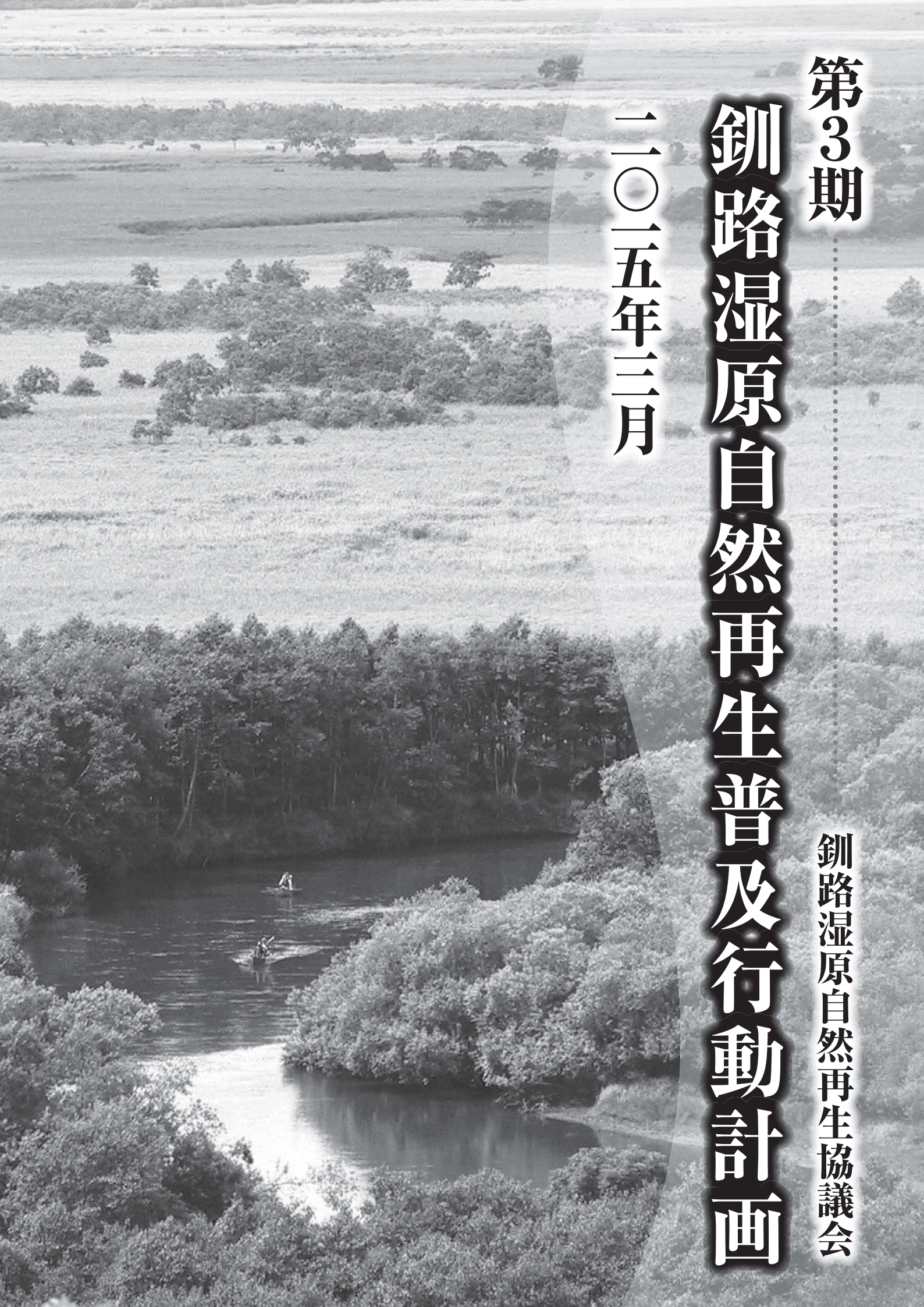


第3期

釧路湿原自然再生普及行動計画

二〇二五年三月

釧路湿原自然再生協議会





第3期

釧路湿原
自然再生普及行動計画

2015年3月

釧路湿原自然再生協議会

～はじめに～

1997年の河川法改正の流れを受けて、1999年に学識者や関係行政機関からなる「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が設立され、釧路川流域の自然再生が北海道開発局を中心に、関係省庁や自治体、NPO・NGO などによって検討されました。そして、2002年に自然再生推進法が公布されたのを契機に、2003年11月には「釧路湿原自然再生協議会」が発足しました。これにより地域が中心となり、釧路湿原の自然再生の取り組みが始まりました。

あれから10年以上の歳月が流れ、数々の自然再生の試みが実施されてきました。人工林の自然林化や農地の湿地化、川の蛇行復元など、全国からも注目される事業を実施してきました。多くの事業は、生物多様性の保全や生態系の機能発揮の面からも着実に成果をあげてきましたが、残念ながら地域の人たちには未だそれほど浸透しておらず、知られていないように感じていました。どこか日常とは違う場所で、行政が実施していることと思われているのではないかという不安です。

釧路湿原自然再生協議会が設立された際、地域の理解や参画を広げ、環境教育や市民参加を目指す「再生普及小委員会」が設置されました。今回、釧路湿原自然再生全体構想の見直しと合わせて、第3期の普及行動計画がまとまりました。全体構想の改訂にあたっては、生物多様性の保全や生態系の復元という、ややもすると日常生活とは離れた印象を持たれてしまう内容を、生態系の恵み（サービス）という観点から評価し直したらどうか、と言った点が議論されました。可能ならば、釧路湿原や流域の自然資本が地域の新たな価値として再認識され、暮らしや生業に付加価値を与えることができれば、と思っています。

そのためにも、まずは湿原を知り、楽しみ、その価値を維持するための自然再生事業にも関心を持ってもらう必要があります。そうしたきっかけを創る再生普及小委員会の活動は重要で、ここに述べられている行動計画が、地域の皆さんにとって釧路湿原の新たな価値の発掘につながることを期待します。



釧路湿原自然再生協議会会長
中村 太士
(北海道大学大学院農学研究院教授)

目次

はじめに

1 背景と経緯

- 1-1 行動計画の背景 2
- 1-2 第3期行動計画策定までの経緯 3

2 行動計画とは何か

- 2-1 行動計画の目的 4
- 2-2 行動計画の性格 4
- 2-3 計画期間と推進体制 5

3 行動計画がめざすもの 6

- 3-1 人々と湿原の接点の拡大
～ 湿原にふれる、楽しむ～ 7
- 3-2 湿原に関する環境教育の推進
～ 湿原を学ぶ、湿原で学ぶ～ 8
- 3-3 自然再生への地域・市民の参加
～ 湿原のために行動する～ 9
- 3-4 自然再生をとおした地域への貢献
～ 湿原と地域のくらしをつなぐ～ 10

4 ワンダグリンド・プロジェクト 11

参考資料

- 釧路湿原自然再生協議会構成図 12

1 背景と経緯

1-1 行動計画の背景

釧路湿原では、2003年11月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」(以下、「協議会」という)が設立され、同法に基づく「釧路湿原自然再生全体構想」(2005年3月策定、以下、「全体構想」という)及び地区毎の自然再生事業実施計画(以下、「実施計画」という)により具体的な事業が進められ、いくつかの成果をあげてきました。

自然再生は、目標達成に数十年という時間を要すること、流域全体を視野に自然の持つ自己回復力を引き出しながら進めていくこと、モニタリングと評価に基づき事業を見直しながら進めることなど、かつての環境政策や公共事業にはない特徴を持ちます。その推進のためには、地域の理解や参画を広げていくことが不可欠であり、これを支える環境教育や市民参加¹の仕組みづくりを必要とします。

このため、全体構想では、自然再生を実施するうえでの原則として「多様な主体の参加の原則」、「情報共有の原則」、「環境教育の推進」などを明記し、目標達成のための主要な施策のひとつとして「自然再生の普及と環境教育・市民参加の促進」を位置づけ、個々の実施計画に横断的に関わる事項として取り組むこととしています。

協議会では、自然再生推進法の趣旨と全体構想を受けて、2005年から釧路湿原の自然再生にかかる環境教育や市民参加を推進するための5ヵ年計画である「釧路湿原自然再生普及行動計画」(以下、「行動計画」という)を作成し、実施してきましたが、第2期行動計画(2010～14年度)が終期を迎えるにあたり、新たな全体構想の推進に向けて第3期の行動計画を策定することとなりました。

本行動計画は、湿原の価値が流域に浸透し、自然再生が地域づくりの一環として取り組まれる状況を目指し、環境教育や市民参加の一層の普及、拡大に向けた当面の目標と方策を示すものです。

1 本計画では、「市民」とは、「市内に住む人」という意味ではなく、広く地域社会を構成する住民、国民の意味で用います。

1-2 第3期行動計画策定までの経緯

1999年9月 ～ 2001年3月	「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」設置。 「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をとりまとめ、市民参加及び環境教育の推進を明示。
2002年9月 ～ 2003年6月	「釧路湿原の自然再生に係る市民参加・環境教育等の推進方策調査懇談会」設置。 「市民参加・環境教育の推進に関する10の提言」をとりまとめ。
2003年11月	「釧路湿原自然再生協議会」設立、「再生普及小委員会」設置。
2004年7月	同小委員会に「再生普及行動計画ワーキンググループ」設置。
2005年3月	「釧路湿原自然再生全体構想」策定。
2005年6月	上記「10の提言」の具体化に向けた5カ年計画として「第1期釧路湿原自然再生普及行動計画」を作成し、2006年度からは公募で決まった「ワンダグリンド・プロジェクト」 ² の愛称で活動。
2010年1月	「第2期釧路湿原自然再生普及行動計画」策定。
2015年3月	「釧路湿原自然再生全体構想」見直し及び「第3期釧路湿原自然再生普及行動計画」策定。

2 「ワンダグリンド・プロジェクト」は、この行動計画の具体的な取組みの愛称。「Wonderful」(すばらしい)、「Only one」(ひとつの)、「Greenだ!」をあわせた造語です。第1期行動計画を開始した2005年に参加者から公募し、採択されました。

2 行動計画とは何か

2-1 行動計画の目的

この行動計画は、自然再生推進法の趣旨と全体構想を踏まえ、釧路湿原の自然再生³を、地域や市民の理解、支持、協力、参画のもとに効果的に進めていくための協議会としての取組方針をまとめたものです。

自然再生の事業実施者だけではなく、広く協議会の構成メンバーが得意分野を活かし、釧路湿原のことや自然再生について流域の人々や利害関係者に伝え、学びや参加の場を創り出し、湿原のワイズユース(賢明な利用)に向けて行動する人を増やしていくこと、そうした取組みを支援していくことを目的とします。

これまで、第1期及び第2期の行動計画をとおして、「釧路湿原を知る、楽しむ、学ぶ」活動を多種多様に展開し、「自然再生に参加する、行動する」場や機会が少しずつ広がり、さらに「地域と関わり、人をつなぐ」活動も動き出しています。第3期行動計画では、引き続きこれらの活動を進めるとともに、全体構想に基づき、湿原の価値をより多くの人に伝え、湿原と人々のつながりをさらに広げ、湿原を活用した環境教育や自然再生への参加が地域に根付いていくことを目標とします。

2-2 行動計画の性格

この行動計画は、自然再生推進法に基づく実施計画ではありませんが、全体構想に基づく各実施計画をはじめとする釧路湿原の自然再生全体を環境教育や市民参加のもとに進めていくための横断的な指針として、実施計画に準じる重要な役割を担います。

自然再生事業実施者や協議会事務局だけではなく協議会全体としての計画であり、釧路湿原の自然再生の推進に向けて「できる者」が「できること」から取り組むことを原則に、目指すべき方向をまとめたものです。

行動計画は、これを進めるために実施される「ワンダグリンド・プロジェクト」(以下、4「ワンダグリンド・プロジェクト」参照)をとおして、協議会内外を問わず誰でも参加することができます。

3 全体構想では、「自然再生」を広くとらえ、自然の保全・回復・復元・修復・維持管理・創出などを含むものとして定義しています。この行動計画でも、保全(今残されている良好な自然を良好な状態で維持すること)等を含めた意味で用います。

2-3 計画期間と推進体制

第3期行動計画の対象期間は、2015～2019年度とします。行動計画は、全体構想の各施策の点検・見直し等にあわせて概ね5年毎に評価し、見直すこととします。

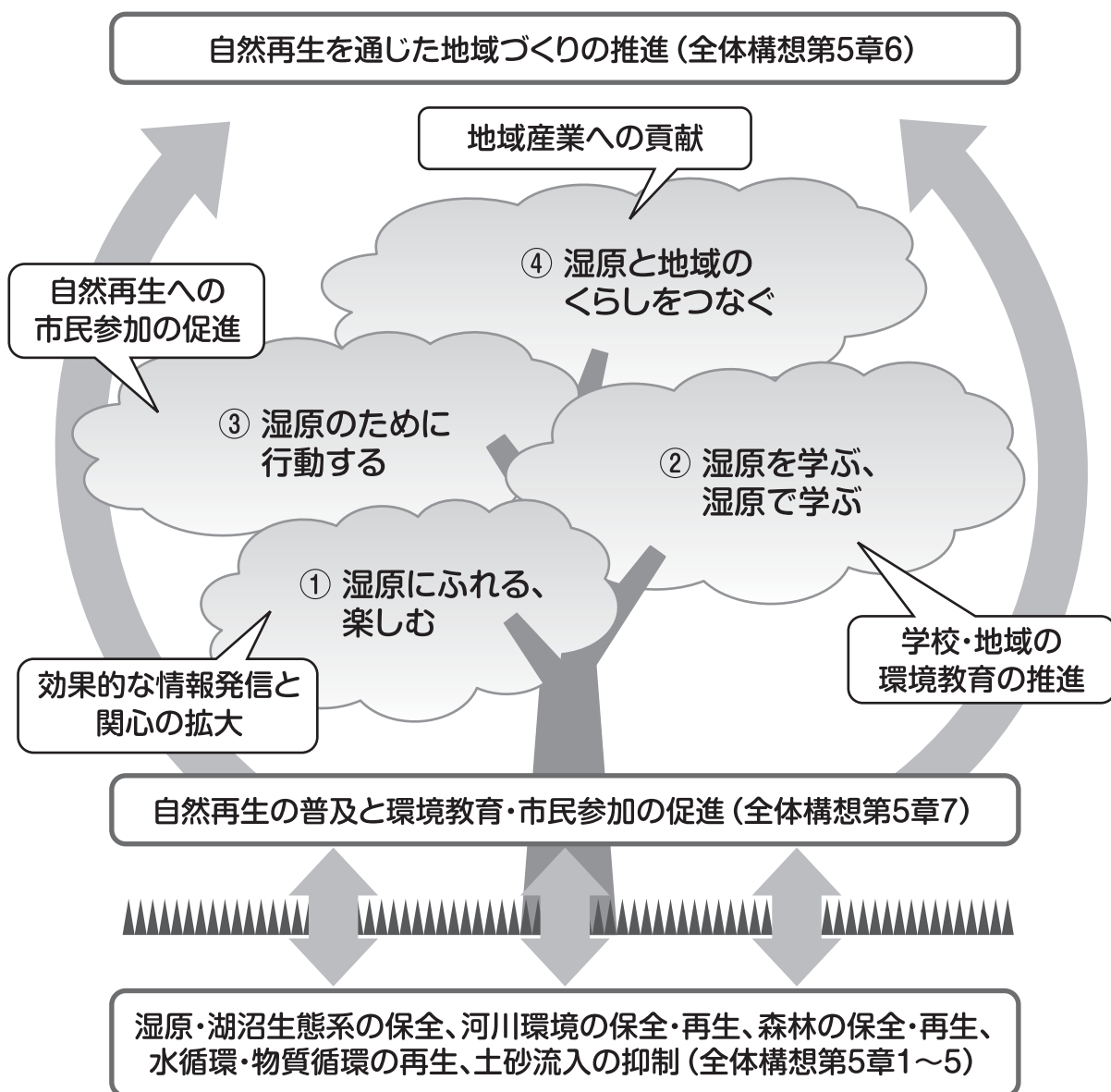
行動計画は再生普及小委員会が推進主体となって進めます。ただし、協議会全体に横断的に関わるテーマを扱うため、他の小委員会との密接な連携のもとに活動します。また、課題解決や個別プロジェクトのために個別の推進体制を必要とする場合には、ワーキンググループ等を設置して取り組みます。

行動計画の事務局は環境省釧路自然環境事務所におき、日常的には環境省釧路湿原野生生物保護センターを拠点に、通称「再生普及行動計画オフィス」として活動します。

3 行動計画がめざすもの

第3期行動計画では、第2期行動計画(2010～2014年度)に引き続き、協議会として、人々が湿原と接して関心を持ち、学ぶことで湿原のことを正しく知り、そこから湿原のために行動し、賢明に利用することで地域の暮らしや産業を豊かにしていくことをめざします。

このため、全体構想第5章7「自然再生の普及と環境教育・市民参加の促進」の3つの実施事項及び同6「自然再生を通じた地域づくりの推進」を踏まえ、以下の4つが重なりながら枝葉を広げ、大きな樹となるよう育てていきます。



3-1 人々と湿原の接点の拡大 ～ 湿原にふれる、楽しむ ～

協議会は、これまで流域のさまざまな場で実践されてきた、人々が湿原にふれる機会づくり、湿原と人の暮らしや地域の産業・文化に接する場づくりを継続して支援し、湿原を知る人、湿原を楽しむ人を増やし、関心を広げていきます。

(1) 人々と湿原の接点を広げる

湿原に特に興味を持たない人々が釧路湿原に接し、その楽しさや魅力を知る機会を「ワンダグリンダ・プロジェクト」の多様な活動をとおしてさまざまな形で提供します。

(2) 湿原と人の暮らしの物語を伝える

釧路湿原の景観や自然だけではなく、湿原とともにある流域の暮らしや産業、歴史や文化の魅力を知るとともに、各小委員会の主催事業や地域との連携事業等をとおしてたくさんの人々に伝えていきます。

<期待する成果>

- 「ワンダグリンダ・プロジェクト」登録活動への参加者数が計画期間中に増加する。
- 釧路湿原に関する報道掲載数が増加する。
- ビジターセンター等の施設利用者数が現在よりも増加する。

3-2 湿原に関する環境教育の推進 ～ 湿原を学ぶ、湿原で学ぶ ～

協議会は、湿原や自然再生のことを広く流域に情報発信して知らせるとともに、流域の学校や地域のさまざまな立場の人々が取り組む湿原を活用した環境教育、学びの場づくり等を支援していきます。

(1) 湿原の価値と「今」を伝える

釧路湿原が持つ多面的な機能や経済・社会的価値を伝えるパンフレットやパネル等のPRツールを作成し、流域に理解を広げていきます。また、釧路湿原の環境変化と今の状況をインターネットや展示、セミナー、ツアー等をとおして情報発信し、ワイズユース(賢明な利用)の必要性に関する正確な理解を広げていきます。

(2) 自然再生の普及と環境教育への活用

各小委員会と再生普及小委員会が連携し、自然再生の具体的な計画や実施状況等について、(1)とともに対象者に応じてわかりやすく情報発信していきます。また、現地見学、出前授業、エコツアー等さまざまな手法で、自然再生を環境教育の場、題材として活用していきます。

(3) 学校における湿原活用の支援

流域の学校や教育委員会に対して、湿原を活用した授業等に関する情報を継続的に提供します。また、学校教育の専門家や教育関係機関との協働により、教材の作成・提供、フィールドを活用した教員研修の開催、モデル的な授業の実践、地域の施設・団体との連携支援等を実施し、学校教育における湿原の活用を支援、促進します。

(4) 湿原に関する社会教育の推進

「ワンダグリンド・プロジェクト」をとおして、地域のNPO、企業、学校、社会教育施設、大学等、さまざまな立場で、湿原と地域をつなぐ多様な学びの場づくりを進めていきます。また、そのための連携構築や広報等、活動支援を行います。

<期待する成果>

- 釧路湿原の多面的な価値が現在よりも知られ、保全・再生への理解が深まる。
- 自然再生を活用した環境教育が定着する。
- 学校教育における湿原の活用が現在よりも進む。
- 「ワンダグリンド・プロジェクト」の活動内容が多様化する。

3-3 自然再生への地域・市民の参加 ～ 湿原のために行動する ～

協議会は、第2期行動計画に引き続き、湿原に関心を持つ人々がさまざまな方法で自然再生に参加、協力、行動、貢献する機会や場づくりに取り組みます。また、自然再生につながる地域のさまざまな取り組みを応援します。

(1) 地域の取り組み支援

「ワンダグリンダ・プロジェクト」をとおして、地域のさまざまな立場で取り組む自然再生を支援していきます。また、自然再生とのつながりが認識されていない優れた取り組みについての情報発信・連携や、来訪者への環境や景観への配慮の働きかけも進めていきます。

(2) 参加機会づくりと地域・市民によるモニタリング

各小委員会で地域・市民の参加機会を検討し、可能なものから実施していきます。また、地域の人々が専門家と評価を共有しながら自然再生を継続的にモニタリングしていく機会を設け、定着を図ります。

(3) 間接的な支援の拡大

釧路湿原自然再生協議会基金の実働体制を検討し、寄付等による自然再生への間接的な支援を広げていきます。

(4) 協議会の活性化

上記(1)～(3)を通して、地域・市民が自然再生に参加・行動する意義やさまざまな手法を普及するとともに、協議会への新たな参画、活発な意見交換、活動のサポート等を引き出し、協議会の活動自体を活性化していきます。

<期待する成果>

- 自然再生につながる人々や地域の取り組みが現在よりも知られ、支持が広がる。
- 地域・市民の参加による自然再生のモニタリングが定着する。
- 現在よりも寄付金が拡大し、基金の活用が進む。
- 協議会の意見交換が現在よりも活発化し、構成員の発意による新たな取り組みが進む。

3-4 自然再生をととした地域への貢献 ～ 湿原と地域のくらしをつなぐ ～

協議会は、地域が将来にわたって湿原の恵みとともに暮らしていけるよう、湿原のワイズユース(賢明な利用)を提案し、地域の暮らしや産業との関わりを深め、自然再生による地域づくりへの貢献を目指します。

(1) 地域産業との連携

自然再生と農林漁業や観光等の地域産業との相互貢献の実現に向けて、それらの担い手や関係者との対話を進め、自然再生に貢献する地場産品の認証制度や地域産業の「ワンダグリンダ・プロジェクト」への参画等の具体的な推進方策を検討し、可能なことから実践していきます。また、そうした動きについての情報を広く発信していきます。

(2) 保全と利用に関するガイドラインの作成と来訪者への働きかけ

地域産業による湿原の持続的な活用と環境保全との両立に向けて、必要に応じて湿原の利用に関するガイドライン等を提案、作成していきます。また、この流域では自然再生が進められており環境配慮を必要とすること、及びそのためのルールやガイドラインの存在について、施設や行事等のさまざまな場面で来訪者や滞在者に伝え、地域を挙げてワイズユースを働きかけていきます。

(3) 釧路湿原をととしたネットワークづくり

自然再生や地域振興に関わる人、地場産業の担い手、関係団体や拠点となる施設、地域内外の専門家等が一堂に会してワイズユースの具体化について意見交換、検討する場を設置し、自然再生と地域づくりのネットワークをつなげ、広げていきます。

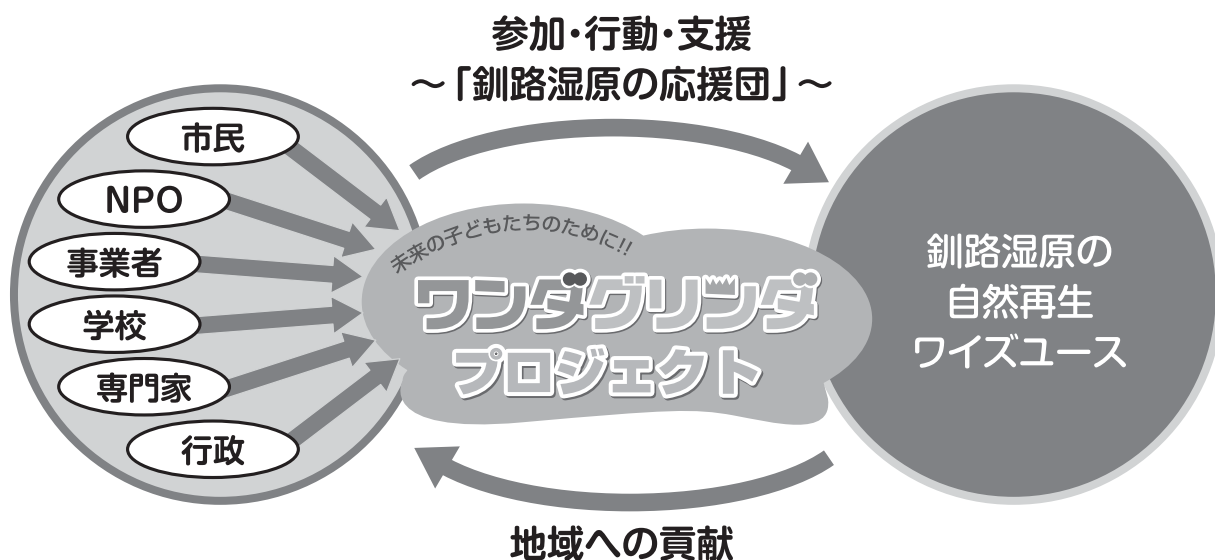
<期待する成果>

- 自然再生による地域貢献が何らかの形で具体的に実現する。
- 湿原の利用に関する環境配慮が進む。
- 地域づくりと自然再生の間で人材交流が現在よりも活性化し、新たな事業や活動が生まれる。

4 ワンダグリンダ・プロジェクト

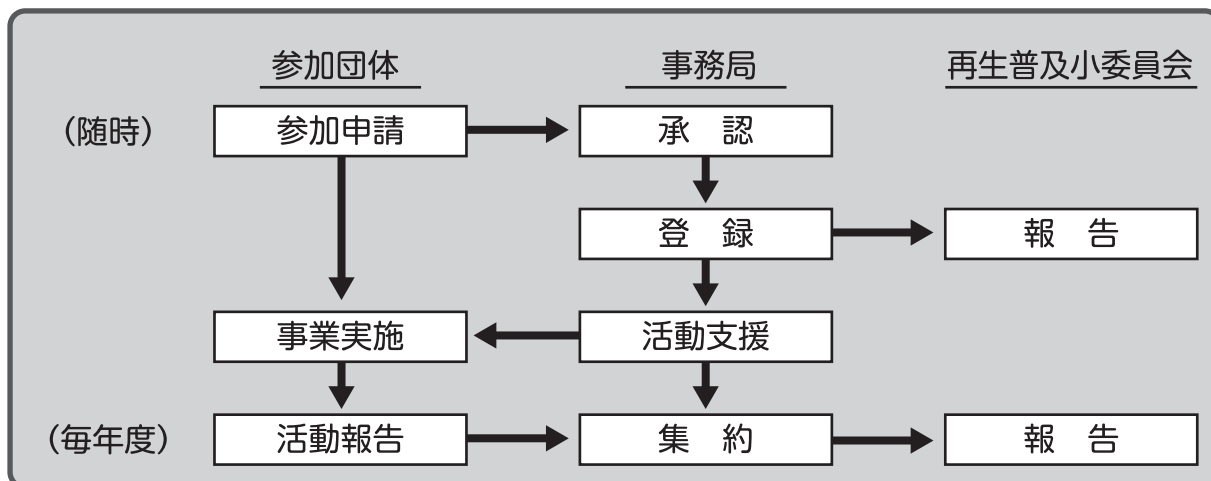
協議会は、行動計画にたくさんの人々が参加するための仕組みとして、「ワンダグリンダ・プロジェクト」を実施します。「ワンダグリンダ・プロジェクト」は、地域と自然再生をつなぐ「釧路湿原の応援団」です。

「ワンダグリンダ・プロジェクト」は、3-1から3-4の4つの分野で実践される、釧路湿原に直接間接に関わる取組みの集まりです。釧路湿原の自然再生やワイズユース(賢明な利用)に貢献する取組みであれば、流域の内外、手法を問わず、市民、企業、学校、行政、専門家等、どのような立場からでも参加することができます。

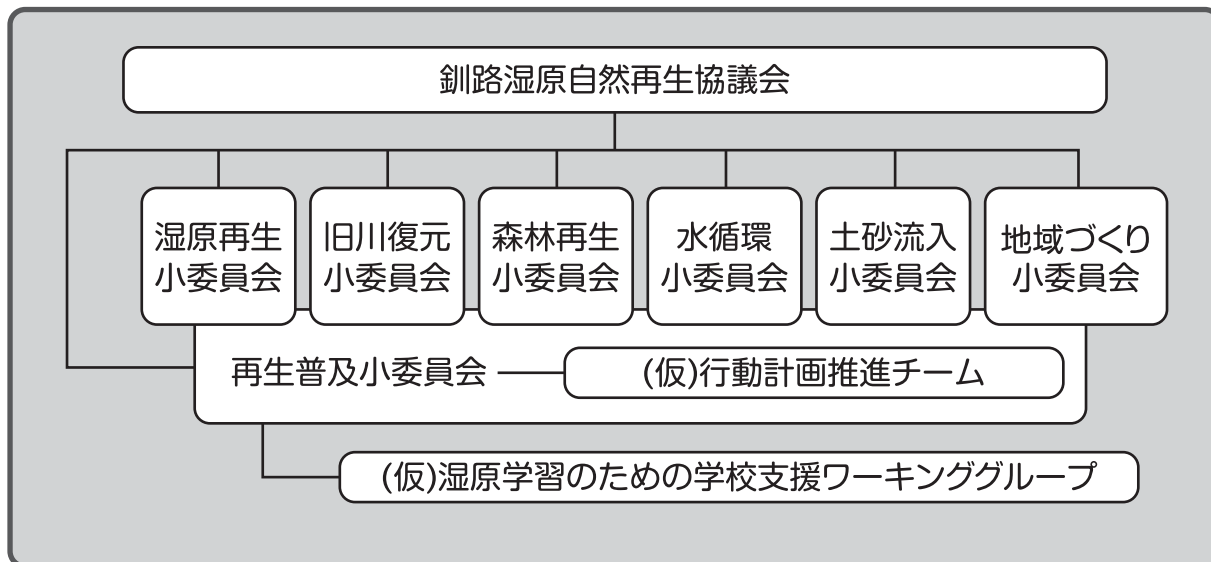


協議会は、「ワンダグリンダ・プロジェクト」に参加する取組み、活動を随時募集し、とりまとめて情報発信します。参加希望者は、事務局に活動予定等を申請し、その承認を経て参加を登録します。事務局は、再生普及小委員会に登録状況を報告し、参加取組みに対して情報提供や広報などの支援を行います。

参加取組みの実施者は、毎年度、事務局に実施状況を報告し、事務局はそれをとりまとめ、報告・公表します。



釧路湿原自然再生協議会構成図 (2015年3月現在)



第3期 釧路湿原自然再生普及行動計画

釧路湿原自然再生協議会 運営事務局
(環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所)

お問い合わせ 〒085-8639

釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎 4階

TEL:(0154)32-7500 FAX:(0154)32-7575

メールアドレス:NCO-KUSHIRO@env.go.jp



この印刷物は環境にやさしい大豆油
インキと再生紙をしようしています。